

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

定例  
令和7年7月1日

## 主要目次

- 告示  
特定計量器の定期検査の実施  
公安委員会告示
- 公告  
道路交通法に基づく駐車監視員資格者講習の実施
- 公告  
土地改良区役員の退任及び就任（四件）
- 公告  
土地改良区役員の就任
- 人事委員会公告  
令和七年度千葉県警察官採用試験（県内第二回）の実施

## 告示

### 千葉県告示第三百七十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。）

千葉県知事 熊谷 俊人

令和七年七月一日

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
東金市	令和七年九月二十日	東金市東岩崎一番地一 東金市役所	午前十時三十分から午後三時まで
君津市	令和七年九月二十日	君津市久留里市場一九二番地	〃
君津市	令和七年九月二十日	君津市上総地域交流センター	〃

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
南房総市	令和七年九月九日	君津市大山野二六番地 君津市周南公民館	午前十時三十分から正午まで
袖ヶ浦市	令和七年九月十日	君津市西栗倉三六番地 君津市清和地域拠点複合施設	午後一時三十分から午後三時まで
八街市	令和七年九月十一日	君津市人見四丁目一番二一 君津市周西公民館	午前十時三十分から午後三時まで
袖ヶ浦市	令和七年九月十二日	〃	〃
袖ヶ浦市	令和七年九月二日	袖ヶ浦市坂戸市場一、五六六番地 袖ヶ浦市昭和交流センター	〃
袖ヶ浦市	令和七年九月三日	袖ヶ浦市蔵波五一三番地一	〃
袖ヶ浦市	令和七年九月四日	袖ヶ浦市長浦交流センター	〃
袖ヶ浦市	令和七年九月五日	袖ヶ浦市横田一一五番地一	〃
袖ヶ浦市	令和七年九月六日	袖ヶ浦市平川交流センター	〃
八街市	令和七年九月七日	八街市八街ほ三五番地二九 八街市役所	〃
南房総市	令和七年九月九日	南房総市富浦町青木二八番地 南房総市役所	午前十時三十分から正午まで
南房総市	令和七年十月二日	〃	〃
南房総市	令和七年十月三日	〃	〃
南房総市	令和七年十月六日	〃	〃
南房総市	令和七年十月七日	〃	〃
南房総市	令和七年十月十日	南房総市久枝三二七番地 南房総市役所富山地域センター	午後一時三十分から午後三時まで
南房総市	〃	南房総市和町仁我浦二〇六番地 南房総市役所和田地域センター	午前十時三十分から正午まで
南房総市	〃	南房総市岩糸二、四八九番地 南房総市役所丸山地域センター	午後一時三十分から午後三時まで
南房総市	令和七年十月十四日	南房総市千倉町瀬戸二、七〇	午前十時三十分か

日	五番地六 南房総市千倉保健センター	ら午後三時まで
令和七年十月十五日	南房総市谷向一〇〇番地 南房総市役所三芳地域センター	午前十時三十分から午後三時まで
令和七年十月十六日	南房総市白浜町白浜三、四六七番地一 南房総市役所白浜地域センター	午後一時三十分から午後三時まで

備考

- 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
- 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

公 安 委 員 会 告 示

千葉県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

令和7年7月1日

千葉県公安委員長 飯田 浩子

1 講習及び修了考査の期日及び時間

(1) 講習

令和7年10月20日（月曜日）及び21日（火曜日）の午前9時15分から午後6時まで

(2) 修了考査

令和7年10月28日（火曜日）の午前9時30分から午前10時30分まで

2 講習及び修了考査の場所

千葉市中央区中央四丁目13番10号 千葉県教育会館203会議室

3 受講定員

100人

4 受講申込手続等

(1) 受講申出手続

ア 受講申出手続

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、住所、氏名、電話番号及び受講を希望する旨並びに返信部に宛先を明記した往復葉書により、令和7年8月12日（火曜日）までに申し出ること（同日までの消印があるものに限る。）。ただし、申出期間中であっても、受講希望者が受講定員になり次第締め切るものとする。

イ 受講申出先

千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター

(2) 受講者決定通知

受講申出の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

(3) 受講申込手続

ア 受講申込手続

受講者として決定された者は、駐車監視員資格者講習受講申込書及び注意事項確認書を提出すること。

なお、郵便及び信書便により送付する方法による申込みは、受け付けない。

イ 受講申込書受付期間等

令和7年8月25日（月曜日）から9月12日（金曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後3時30分まで

ウ 受講申込書の提出先

千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

20,000円

イ 納入時期及び納入方法

現金又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

5 講習及び修了考査に関する問合せ先

千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター 電話043（201）0110

公 告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、市原市加茂養老土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和七年七月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任職員

市原市養老一〇四九番地

市原市養老一〇四九番地

渡邊 實 征矢 豪

<p>一 退任理事 香取市羽根川二六番地 " " 一九九番地 " " 南原地新田四〇番地 " " 四二三番地</p>	<p>平山武夫 鎌形勘治 鹿野宗男 佐藤義男</p>	<p>千葉県知事 熊谷俊人</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、香取市小見川第一土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があった。 令和七年七月一日</p>	<p>千葉市美浜区幸町二丁目二番二九一八〇五号 市原市養老八〇八番地一 " " 一、二〇八番地 " " 一、一八三番地の一 " " 七八七番地一九 " " 一、二七四番地二 " " 一、一二一番地の二 市原市養老七四八番地二 " " 一、三一七番地の二 " " 九三三番地一 就任理事</p>	<p>根本貢 根本哲 丸光博 林誠一 松澤美 河邊芳雄 石井博 根本直佳 古茶英晴 大沢孝文</p>
				<p>三 就任理事 市原市養老一、二七四番地二 " " 七八七番地一九 " " 一、一八三番地の二 " " 八〇八番地一 " " 平蔵二、六〇六番地一 " " 養老一、二一五番地 千葉市美浜区幸町二丁目二番二九一八〇五号 市原市養老一、〇四九番地 " " 一、一二一番地の二 就任理事</p>	<p>河邊芳雄 松澤美 林誠一 根本哲 丸光博 征矢豪 丸博 渡邊貢 石井博 根本直佳 丸本直佳 大沢孝文</p>
				<p>四 市原市養老七四八番地二 " " 一、二〇八番地 " " 九三三番地一</p>	<p>根本貢 根本哲 丸光博 林誠一 松澤美 河邊芳雄 石井博 根本直佳 丸本直佳 大沢孝文</p>
				<p>土地改良区役員 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、香取市小見川第一土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があった。 令和七年七月一日</p>	<p>根本貢 根本哲 丸光博 林誠一 松澤美 河邊芳雄 石井博 根本直佳 古茶英晴 大沢孝文</p>
				<p>就任理事 香取市阿玉川七五五番地 " " 新々田二九五番地二 " " 南原地新田四九八番地二 " " 龍谷一一七番地</p>	<p>飯森孝 竹村啓 寺嶋孝 成毛勝 高橋武幸 越川弘聖 石毛一 伊藤寛</p>
				<p>就任理事 香取市羽根川二六番地 " " 一九九番地 " " 南原地新田四〇番地 " " 四二三番地</p>	<p>平山武夫 鎌形勘治 鹿野宗男 佐藤義男 菅澤啓光 飯森啓 竹村啓 寺嶋孝 成毛勝 高橋武幸 越川弘聖 石毛一 伊藤寛</p>
				<p>就任理事 香取市新々田五〇番地 " " 羽根川一七六番地 " " 阿玉川九一一番地 " " 龍谷一一七番地</p>	<p>飯森孝 菅澤啓光 菅井剛 伊藤寛</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>

<p>一 退任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>鎌形勝美 吉田範雄</p>	<p>千葉県知事 熊谷俊人</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、香取市八日市場土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があった。 令和七年七月一日</p>	<p>二六三番地 " " 新々田三六〇番地 " " 小見川二、二一七番地二 " " 一、〇〇五番地 " " 阿玉川三三四番地 " " 川頭一五二番地 就任理事 香取市新々田五〇番地 " " 羽根川一七六番地 " " 阿玉川九一一番地 " " 龍谷一一七番地 就任理事 香取市羽根川二六番地 " " 一九九番地 " " 南原地新田四〇番地 " " 四二三番地 " " 羽根川一七九番地 " " 新々田五〇番地 " " 小見川二、二一七番地二 " " 五、四七七番地一一 " " 川頭四番地 " " 阿玉川五一一番地一 就任理事 香取市阿玉川七五五番地 " " 新々田二九五番地二 " " 南原地新田四九八番地二 " " 龍谷一一七番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁 飯森孝 菅澤剛 菅井剛 伊藤寛</p>
				<p>三 就任理事 香取市羽根川二六番地 " " 一九九番地 " " 南原地新田四〇番地 " " 四二三番地 " " 羽根川一七九番地 " " 新々田五〇番地 " " 小見川二、二一七番地二 " " 五、四七七番地一一 " " 川頭四番地 " " 阿玉川五一一番地一 就任理事 香取市阿玉川七五五番地 " " 新々田二九五番地二 " " 南原地新田四九八番地二 " " 龍谷一一七番地</p>	<p>飯森孝 竹村啓 寺嶋孝 成毛勝 高橋武幸 越川弘聖 石毛一 伊藤寛</p>
				<p>就任理事 香取市新々田五〇番地 " " 羽根川一七六番地 " " 阿玉川九一一番地 " " 龍谷一一七番地</p>	<p>飯森孝 菅澤啓光 菅井剛 伊藤寛</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>
				<p>就任理事 香取市小見川五、三七七番地一 " " 八日市場一八〇番地</p>	<p>石毛正男 飯森茂 竹村啓 野中一 小澤武司 中嶋仁</p>

<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、千葉県 土地改良区から次のとおり役員が就任の届出があった。</p> <p>令和七年七月一日</p>	<p>土地改良区役員の就任</p>	<p>一 退任監事 香取郡東庄町栗野四四番地 旭市後草一、四四三番地 〃 関戸二〇五番地 〃 新町一、四一六番地 就任監事 旭市入野九九番地 〃 萬力一、〇八七番地 香取郡東庄町八重穂二一九番地 旭市清滝七七二番地</p>	<p>二 退任監事 香取市小見川四〇九番地 〃 五郷内一、六四八番地六 就任理事 香取市小見川五、七一〇番地 〃 八日市場九三三番地 〃 〃 七一九番地 〃 〃 八四番地 小見三八六番地 就任監事 香取市八日市場一、〇〇七番地二 〃 五郷内一、六四八番地六</p>	<p>三 就任理事 香取市小見川五、七一〇番地 〃 八日市場九三三番地 〃 〃 七一九番地 〃 〃 八四番地 小見三八六番地 就任監事 香取市八日市場一、〇〇七番地二 〃 五郷内一、六四八番地六</p>	<p>四 土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、千葉県 干潟土地改良区から次のとおり役員が就任の届出があった。</p> <p>令和七年七月一日</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>金生谷 光由 黒津 達友 宮内 美恵子 下川邊 和良 田村 和良 黒津 良作 小堀 忠男 原 勝之 金生谷 光由 黒津 達友 金生谷 利夫 田村 和良</p>	<p>石毛 美津男 堀江 通洋 相馬 政則 飯田 優</p>	<p>相馬 良一 菅野 省一 菅谷 稔 吉田 勇</p>
---	-------------------	---	--	---	--	--------------------	--	--	--

<p>就任理事 富津市岩坂五一八番地</p>		<p>千葉県知事 熊谷 俊人 川合 はるみ</p>	
<p>人事委員会公告</p>			
<p>令和七年度千葉県警察官採用試験(県内第二回)の実施 職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)第六条の規定 により、令和七年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。 令和七年七月一日</p>			
<p>千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄</p>			
<p>一 試験職種、採用予定時期及び試験の方法ごとの採用予定人員</p>		<p>試験の方法</p>	
試験職種	採用予定時期	試験の方法	採用予定人員
警察官A(男性)	令和八年四月以降	基礎能力検査 教養試験	十五名程度
警察官A(女性)	令和八年四月以降	基礎能力検査 教養試験	五名程度
警察官B(男性)	令和八年四月以降	基礎能力検査 教養試験	八名程度
警察官B(女性)	令和八年四月以降	基礎能力検査 教養試験	三名程度
警察官A(男性)	令和八年四月以降	基礎能力検査 教養試験	百十八名程度
警察官A(女性)	令和八年四月以降	基礎能力検査 教養試験	二十名程度
警察官B(男性)	令和八年四月以降	基礎能力検査 教養試験	三十五名程度
警察官B(女性)	令和八年四月以降	基礎能力検査 教養試験	十名程度
<p>二 職務の内容 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務</p>			
<p>三 給与 この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。</p>			
<p>四 受験資格</p>		<p>試験職種</p>	
試験職種	採用予定時期	試験職種	適用給料表
警察官A	令和八年四月以	警察官A(男性)及び警察官A(女性)	公安職給料表
	一	警察官B(男性)及び警察官B(女性)	〃
	学校教育法(昭和二十二	警察官A(男性)及び警察官A(女性)	〃
	年	警察官B(男性)及び警察官B(女性)	〃
	歴	警察官A(男性)及び警察官A(女性)	〃
	平成二年四月二日以	警察官B(男性)及び警察官B(女性)	〃
	別	警察官A(男性)及び警察官A(女性)	〃
		警察官B(男性)及び警察官B(女性)	〃



<p>2 第二次試験 令和七年十月中旬から下旬までに行う。 なお、詳細は、千葉県ホームページにおいて発表する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1690 1372 1733 1564">指の運動</td> <td data-bbox="1690 1564 1733 2508">職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。</td> </tr> </table>	指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。		
指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。				
<p>七 合格者の決定及び発表 1 第一次試験合格者 第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和七年十月三日(金曜日)(予定)に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。 2 最終合格者 第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、令和七年十二月中旬に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。 なお、可否の結果について書面により本人に通知する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1555 1372 1690 1564">腕立て伏せ</td> <td data-bbox="1555 1564 1690 2508" rowspan="3">職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1564 1690 1756">反復横跳び</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1756 1690 1948">立ち幅跳び</td> </tr> </table>	腕立て伏せ	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。	反復横跳び	立ち幅跳び
腕立て伏せ	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。				
反復横跳び					
立ち幅跳び					
<p>八 採用候補者名簿の作成及び採用方法 1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。 なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。 2 採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者(以下「名簿登載者」という。)のうちから、千葉県警察本部長が名簿登載者の意向を確認した上、その採用の時期とともに決定する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1420 1372 1555 1564">握力</td> <td data-bbox="1420 1564 1555 2508" rowspan="2">職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1420 1564 1555 1756">備考</td> </tr> </table> <p>一 警察官A(男性)及び警察官B(男性)については、第二次試験において腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査は実施しない。 二 警察官A(女性)及び警察官B(女性)については、体格・体力検査の全検査項目を第二次試験において実施する。</p>	握力	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。	備考	
握力	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。				
備考					
<p>九 受験手続 1 受験申込用紙の請求先及び受験申込書の提出先 千葉県警察本部警務部警務課(千葉市中央区長洲一丁目九番一号)並びに千葉県内の各警察署、交番及び駐在所 2 受付期間 令和七年七月一日(火曜日)から八月十九日(火曜日)までとする。ただし、郵送の場合は同日までの消印のあるもの、インターネットによる申込みの場合は同日午後五時までに受信したものに限り受け付ける。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1284 1372 1420 1564">備考</td> <td data-bbox="1284 1564 1420 2508">職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。</td> </tr> </table>	備考	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。		
備考	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。				
<p>十 その他 1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。 2 受験申込用紙の請求、受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1149 1372 1284 1564">備考</td> <td data-bbox="1149 1564 1284 2508">職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。</td> </tr> </table>	備考	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。		
備考	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。				

別表	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="200 411 428 603">検査項目</td> <td data-bbox="200 603 428 1336">基</td> </tr> <tr> <td data-bbox="200 603 428 795">視力</td> <td data-bbox="200 795 428 1336">両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="200 795 428 1336">色覚</td> <td data-bbox="200 795 428 1336">職務遂行上支障がないこと。</td> </tr> </table>	検査項目	基	視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。	色覚	職務遂行上支障がないこと。
検査項目	基						
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。						
色覚	職務遂行上支障がないこと。						

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県  
〇四三(二三三)二六五八